

2019年5月

IFRS®基準
公開草案 ED/2019/1

金利指標改革
IFRS第9号及びIAS第39号の修正案

コメント期限：2019年6月17日

金利指標改革

IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案

コメント期限：2019 年 6 月 17 日

Exposure Draft ED/2019/1 *Interest Rate Benchmark Reform* is issued by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. The proposals may be modified in the light of comments received before being issued in final form. Comments need to be received by 17 June 2019 and should be submitted in writing to the address below, by email to commentletters@ifrs.org or electronically using our ‘Open for comment’ page at: <http://go.ifrs.org/open-for-comment>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN: 978-1-911629-29-0

Copyright © 2019 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licences@ifrs.org.

Copies of IASB® publications may be obtained from the Foundation’s Publications Department. Please address publication and copyright matters to publications@ifrs.org or visit our webshop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the ‘IASB® logo’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘*IFRS for SMEs*®’, the *IFRS for SMEs*® logo, the ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘IFRS Taxonomy®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office at 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

金利指標改革

IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案

コメント期限：2019 年 6 月 17 日

公開草案 ED/2019/1「金利指標改革」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメントを求めることのみのために公表したものである。提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントに照らして修正されることがある。コメントは、2019年6月17日までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は我々の‘Open for comment’ページ（<http://go.ifrs.org/open-for-comment>）を用いて電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN: 978-1-911629-29-0

コピーライト © 2019 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団のlicences@ifrs.orgに連絡されたい。

IASB 公表物のコピーは当財団の出版部から入手できる。公表物及び著作権に関する事項については、publications@ifrs.orgに照会するか又は当財団のウェブショップ <http://shop.ifrs.org> を訪問されたい。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’、‘IASB®’、‘IASB® ロゴ’、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、IFRS for SMEs® ロゴ、‘Hexagon Device’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘IFRS Taxonomy®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

| | 開始ページ |
|-------------------------------------|-------|
| はじめに | 6 |
| コメント募集 | 8 |
| [案] IFRS 第 9 号「金融商品」の修正 | 11 |
| [案] IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の修正 | 14 |
| 審議会による 2019 年 5 月公表の公開草案「金利指標改革」の承認 | 17 |
| 本公開草案に関する結論の根拠 | 18 |

はじめに

なぜ当審議会は本公開草案を公表するのか

銀行間取引金利（IBOR）などの金利指標は、国際金融市場において重要な役割を果たしている。これらの金利指標は、デリバティブから住宅ローンまで、何兆ものドルや他の通貨で多様な金融商品の指標となっている。しかし、いくつかの金利指標について市場操作が試みられた事例によって、それが金融危機後に銀行間の無担保資金調達市場での流動性が低下したこと相まって、いくつかの既存の金利指標の信頼性と頑健性に対する信認を損なった。このことを背景に、G20 が金融安定理事会（FSB）に主要な金利指標の根本的な見直しを行うよう依頼した。この見直しを受けて、FSB は、IBOR などのいくつかの主要な金利指標を改革する提言を示した報告書¹を公表した。それ以来、多くの法域では、当局がその提言を導入するための手順を踏んできた。いくつかの法域では、すでに、既存の金利指標を、取引データに基づく程度がより大きい、ほぼリスクフリーの代替的な金利（代替金利）に置き換えることに向けて明確に進展している。このことは、いくつかの既存の金利指標の長期的な存続可能性に関する不確実性を生じさせている。本公開草案において、金利指標改革とは、このように、IBOR などの既存の金利指標を FSB の提言に基づいた代替金利に市場全体で置き換えること（改革）を指している。

2018 年に、国際会計基準審議会（当審議会）は、いくつかの金利指標の長期的な存続可能性に関する不確実性の水準が高まっていることに留意し、改革の財務報告への影響を検討するプロジェクトをアジェンダに追加することを決定した。利害関係者とのアウトリーチに基づいて、当審議会は、財務報告に影響を及ぼす可能性のある論点のグループを 2 つ、識別した。それらは次のとおりである。

- (a) 既存の金利指標を代替金利に置き換える前の期間における財務報告に影響を与える論点（置換前の論点）
- (b) 既存の金利指標を代替金利に置き換える時に財務報告に影響を与える可能性のある論点（置換時の論点）

本公開草案に示している提案は、置換前の論点のみを扱っている。より具体的には、本公開草案において当審議会は、IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における特定のヘッジ会計の要求事項に対する影響について検討した。それらは将来予測的な分析を要求しているものである。改革の結果として、既存の金利指標に基づくヘッジ対象及びヘッジ手段の契約上のキャッシュ・フローは、既存の金利指標が代替金利に置き換えられる際に変化する可能性が高い。代替金利がどのようなもので、置換えがいつ行われるのかについての決定が行われるまで、ヘッジ対象及びヘッジ手段の将来キャッシュ・フローの時期及び金額についての不確実性が存在することになる。当審議会は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項が、そうした不確実性を会計処理するための明確な基礎を提供していることに留意した。将来キャッシュ・フローの時期及び金額に関するこれらの不確実性は、置換前の期間において特定の将来予測的なヘッジ会計の要求事項を企業が満たす能力に影響を与える可能性がある。場合

¹ 報告書「主要な金利指標の改革」は 2014 年 7 月に公表された。この報告書は下記より入手できる。

http://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_140722.pdf

金利指標改革（IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案）

によっては、このような不確実性だけのために、それがなければヘッジ会計に適格となるヘッジ関係について企業がヘッジ会計を中止することを要求される可能性がある。また、IFRS 基準が、その不確実性がなければヘッジ会計に適格となる新たなヘッジ関係を企業が指定することを妨げる可能性もある。ヘッジ会計の中止は、利得又は損失を純損益に認識することを企業に要求することになる。当審議会の考えでは、改革の経済的な影響が判明する前のこうした不確実性のみを理由としたヘッジ会計の中止は、財務諸表利用者に有用な情報を提供しない。したがって、当審議会は、この不確実性が存在する間の救済措置を提供するために、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の特定のヘッジ会計の要求事項の例外を提案することを決定した。

当審議会は、既存の金利指標を代替金利に置き換える時に財務報告に影響を与える可能性のある論点、すなわち、置換時の論点を扱うべきかどうか、また、その場合にどのように扱うべきかをまだ検討していない。当審議会は、広範囲の論点がさまざまな時期に生じる可能性があることに留意した。置換えの時期がまちまちであることに加えて、市場によって置換えに対するアプローチが異なり、検討されている金利指標も異なっているからである。本公開草案に至る当審議会の議論の時点では、既存の金利指標の代替金利への置換えの具体的な条件及び詳細は、まだ確定していない。したがって、当審議会はこの領域での進展をモニターすることを決定した。より多くの情報が利用可能となった時点で、当審議会は、置換えが財務報告に与える潜在的な影響を評価し、何らかの対応を取るべきかどうか、また、その場合にどのような対応を取るべきかを決定する予定である。

本公開草案の提案の影響を受けるのは誰か

当審議会は、金利指標改革は多くの作成者に影響を与えると予想している。金利指標が国際金融市場で広範に使用されているからである。本公開草案における提案は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を、金利指標改革の影響を受ける金利リスクのヘッジに適用する企業、及びその財務諸表を利用する人々に影響を与える。

本公開草案における提案の要約

本公開草案における提案は、特定のヘッジ会計の要求事項を修正して、ヘッジされるキャッシュ・フローとヘッジ手段から生じるキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないと仮定して、企業がそうしたヘッジ会計の要求事項を適用するようにするものである。当審議会は、ヘッジ会計の要求事項を本公開草案に定めている形でのみ修正することを提案している。提案は、金利指標改革から生じる他の帰結について救済措置を提供することを意図したものではない。また、ヘッジ関係が、本公開草案で定めている理由以外の理由でヘッジ会計の要求事項を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計の中止が依然として要求される。

今後の予定

当審議会は、この提案に対して寄せられるコメントを検討し、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案を進めるべきかどうかを決定する。当審議会は、これによる IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正を 2019 年に完了する予定である。

コメント募集

当審議会は、IFRS 第9号及びIAS 第39号の修正を提案している公開草案「金利指標改革」に対するコメント、特に、下記の質問に対するコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問に対応している。
- (b) そのコメントが関連する具体的な項・項目・提案を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 提案の中で翻訳が困難な文言を識別している。
- (e) 当審議会が考慮すべき代替案があれば、それを含んでいる。

当審議会は、本公開草案で扱っている事項についてのみコメントを求めている。

コメント提出者への質問

質問1 [IFRS 第9号の6.8.4項から6.8.6項及びIAS 第39号の第102D項から第102F項]

可能性が非常に高いという要求と将来に向かっての評価

金利指標改革の影響を受ける金利リスクのヘッジについて、当審議会はIFRS 第9号及びIAS 第39号の下記のような修正を提案している。

- (a) BC8項からBC15項に示した理由で、当審議会は、予定取引が可能性が非常に高いのか、もはや発生するとは見込まれないのかの決定についての例外を提案している。具体的には、本公開草案は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が金利指標改革の結果として変更されないものと仮定して、企業がそれらの要求事項を適用することを提案している。
- (b) BC16項からBC23項に示した理由で、当審議会はIFRS 第9号及びIAS 第39号のヘッジ会計の要求事項の例外を提案している。ヘッジ対象のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標、及び／又は、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないものと企業が仮定するようになるものであり、企業が次のことを判定する際に適用される。
 - (i) IFRS 第9号を適用する場合に、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があるかどうか
 - (ii) IAS 第39号を適用する場合に、ヘッジが相殺を達成する上で非常に有効であると見込まれるかどうか

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案の一部のみに同意する場合には、何に賛成し何に反対するのかを明示されたい。提案に反対の場合には、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 2 [IFRS 第 9 号の 6.8.7 項及び IAS 第 39 号の第 102G 項]

ある項目の構成要素をヘッジ対象に指定すること

BC24 項から BC27 項に示した理由で、当審議会は、契約で定められておらず金利指標改革の影響を受ける金利リスクの指標要素のヘッジについて、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項の修正を提案している。具体的には、そのようなヘッジについて、本公開草案は、企業が当該要求（指定されるリスク要素又は指定される部分が独立して識別可能であること）を、ヘッジ関係の開始時にのみ適用することを提案している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合には、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 3 [IFRS 第 9 号の 6.8.8 項から 6.8.10 項及び IAS 第 39 号の第 102H 項から第 102J 項]

強制適用と適用の終了

- (a) BC28 項から BC31 項に示した理由で、当審議会は例外を強制とすることを提案している。その結果、企業は、金利指標改革の影響を受けるすべてのヘッジ関係に、提案している例外を適用することを要求されることになる。
- (b) BC32 項から BC42 項に示した理由で、当審議会は例外を限定された期間に適用することを提案している。具体的には、企業は次のいずれか早い時点で、修正案の適用を将来に向かって中止することになる。
 - (i) 金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在しなくなった時
 - (ii) ヘッジ関係が終了した時、又は、IFRS 第 9 号の 6.8.9 項又は IAS 第 39 号の第 102I 項が適用される場合には、当該ヘッジ関係に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額の全体が純損益に振り替えられた時
- (c) BC43 項に示した理由で、当審議会は、独立した識別に関する要求に関しての適用の終了を提案していない。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案の一部のみに同意する場合には、何に賛成し何に反対するのかを明示されたい。提案に反対の場合には、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 4 [IFRS 第 9 号の 6.8.11 項及び IAS 第 39 号の第 102K 項]

開示

BC44 項に示した理由で、当審議会は、ヘッジ関係が修正案の影響を受ける程度に関する特定の開示を企業が提供することを提案している。

これらの開示案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような開示を代わりに提案するのか、また、その理由は何か。

質問5 [IFRS第9号の7.1.9項及び7.2.26項(d)並びにIAS第39号の第108G項]

発効日及び経過措置

BC45項からBC47項に示した理由で、当審議会は、修正の発効日を2020年1月1日以後開始する事業年度とすることを提案している。早期適用は認められる。当審議会はこの修正を遡及適用することを提案している。具体的な経過措置は提案していない。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合には、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

コメントの方法及び期限

我々はコメントを電子的に受け取ることを希望しているが、コメントは次のいずれの方法によっても提出することができる。

電子的に ‘Open for comment’ ページ (<http://go.ifrs.org/open-for-comment> にある) にアクセス

電子メール 電子メールでのコメントの送付先：commentletters@ifrs.org

郵送 IFRS Foundation
Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD
United Kingdom

当審議会は、2019年6月17日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

回答者が秘密扱いを求める場合を除き、すべてのコメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

[案] IFRS 第 9 号「金融商品」の修正

6.8.1 項から 6.8.11 項及び 7.1.9 項を追加し、7.2.26 項を修正する。新たな見出しを 6.8.1 項の前に追加する。新たな小見出しを 6.8.4 項、6.8.5 項、6.8.6 項、6.8.7 項、6.8.8 項及び 6.8.11 項の前に追加する。新規の文言に下線を付している。

第 6 章 ヘッジ会計

...

6.8 特定のヘッジ会計に関する要求事項の適用の一時的な例外

6.8.1 企業は、6.8.4 項から 6.8.11 項並びに 7.1.9 項及び 7.2.26 項(d)を、金利指標改革の影響を受ける金利リスクのヘッジ関係のすべてに適用しなければならない。これらの項は、そのようなヘッジ関係のみに適用される。これらの項を適用する目的上、金利指標改革とは、既存の金利指標を、金融安定理事会の 2014 年 7 月の報告書「主要な金利指標の改革」²に示された提言から生じる代替金利に市場全体で置き換えることを指す。

6.8.2 ヘッジ関係が金利指標改革の影響を受ける場合とは、金利指標改革により、ヘッジ対象及び／又はヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び／又は金額に関する不確実性が生じる場合をいう。

6.8.3 疑問を避けるため、6.8.4 項から 6.8.11 項は、これらの項に定められた要求事項のみに対する例外を設けている。企業は引き続き、他のすべてのヘッジ会計の要求事項を金利リスクのヘッジ関係に適用しなければならない。

キャッシュ・フロー・ヘッジについての可能性が非常に高いという要求

6.8.4 ヘッジ対象が予定取引（又はその構成要素）である場合には、企業は、当該予定取引が発生する可能性が非常に高いかどうかについて、ヘッジされているキャッシュ・フロー（契約上の又は契約以外で定められたもの）の基礎となっている金利指標が金利指標改革の結果として変更されないものと仮定して、判定しなければならない。

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の金額の純損益への振替

6.8.5 ヘッジされているキャッシュ・フローがもはや発生することが見込まれないのかどうかを判定するために 6.5.12 項(b)の要求を適用する目的上、企業は、ヘッジされているキャッシュ・フロー（契約上の又は契約以外で定められたもの）の基礎となっている金利指標が金利指標改革の結果として変更されないものと仮定しなければならない。

² 報告書「主要な金利指標の改革」は、http://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_140722.pdf で入手できる。

ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係の評価

6.8.6 6.4.1 項(c)(i)及び B6.4.4 項から B6.4.6 項の要求事項を適用する目的上、企業は、ヘッジされているキャッシュ・フロー（契約上の又は契約以外で定められたもの）の基礎となっている金利指標、及び／又はヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないものと仮定しなければならない。

ある項目の構成要素をヘッジ対象に指定

6.8.7 金利指標改革の影響を受ける金利リスクの指標要素のヘッジについて、企業は、6.3.7 項(a)及び B6.3.8 項の要求（すなわち、リスク要素が独立して識別可能であることを、ヘッジ関係の開始時にのみ適用しなければならない。

適用の終了

6.8.8 企業は、ヘッジ対象への 6.8.4 項の適用を、次のいずれか早い方の時点で将来に向かって終了しなければならない。

- (a) 金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在しなくなった時
- (b) ヘッジ対象がその一部となっているヘッジ関係が終了した時

6.8.9 企業は、ヘッジ関係への 6.8.5 項の適用を、次のいずれか早い時点で将来に向かって終了しなければならない。

- (a) 金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在しなくなった時
- (b) 当該ヘッジ関係に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額の全体が純損益に振り替えられた時

6.8.10 企業は、次の場合には 6.8.6 項の適用を将来に向かって終了しなければならない。

- (a) ヘッジ対象に対しては、金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在しなくなった時
- (b) ヘッジ手段に対しては、金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在しなくなった時

ヘッジ対象及びヘッジ手段がその一部となっているヘッジ関係が、(a)に定める日又は(b)に定める日より早く終了する場合には、企業は、当該ヘッジ関係への 6.8.6 項の適用を終了日に将来に向かって終了しなければならない。

開示

6.8.11 企業は、6.8.4 項から 6.8.10 項の要求事項のいずれかを適用しているヘッジ関係について、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 24A 項(a)、第 24A 項(c)から(d)、第 24B 項(a)(i)から(ii)、第 24B 項(a)(iv)及び第 24B 項(b)で要求されている情報を区分して開示しなければならない。

第 7 章 発効日及び経過措置

7.1 発効日

...

7.1.9 IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号を修正する、「最終的な修正の公表日」公表の [案]「金利指標改革」により、セクション 6.8 が追加され、7.2.26 項が修正された。企業はこれらの修正を 2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業がこれらの修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

7.2 経過措置

...

ヘッジ会計に関する経過措置（第 6 章）

...

7.2.26 本基準のヘッジ会計の要求事項の将来に向かっての適用の例外として、企業は、

...

(d) [案]「金利指標改革」を遡及適用しなければならない。

[案] IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」の修正

第102A項から第102K項及び第108G項を追加する。新たな見出しを第102A項の前に追加する。新たな小見出しを第102D項、第102E項、第102F項、第102G項、第102H項及び第102K項の前に追加する。新規の文言に下線を付している。

特定のヘッジ会計に関する要求事項の適用の一時的な例外

102A 企業は、第102D項から第102K項及び第108G項を、金利指標改革の影響を受ける金利リスクのすべてのヘッジ関係に適用しなければならない。これらの項は、そのようなヘッジ関係のみに適用される。これらの項を適用する目的上、金利指標改革とは、既存の金利指標を、金融安定理事会の2014年7月の報告書「主要な金利指標の改革」³に示された提言から生じる代替金利に市場全体で置き換えることを指す。

102B ヘッジ関係が金利指標改革の影響を受ける場合とは、金利指標改革により、ヘッジ対象あるいはヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期あるいは金額に関する不確実性が生じる場合をいう。

102C 疑問を避けるため、第102D項から第102K項は、これらの項に定められた要求事項のみに対する例外を設けている。企業は引き続き、他のすべてのヘッジ会計の要求事項を金利リスクのヘッジ関係に適用しなければならない。

キャッシュ・フロー・ヘッジについての可能性が非常に高いという要求

102D ヘッジ対象が予定取引（又はその構成要素）である場合には、企業は、当該予定取引が可能性が非常に高いかどうかを、ヘッジされているキャッシュ・フロー（契約上の又は契約以外で定められたもの）の基礎となっている金利指標が金利指標改革の結果として変更されないものと仮定して、判定しなければならない。

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の金額の純損益への振替

102E ヘッジされているキャッシュ・フローがもはや発生することが見込まれないのかどうかを判定するために第101項(c)の要求を適用する目的上、企業は、ヘッジされているキャッシュ・フロー（契約上の又は契約以外で定められたもの）の基礎となっている金利指標が金利指標改革の結果として変更されないものと仮定しなければならない。

将来に向かっての評価

102F AG105項(a)を適用する目的上、企業は、ヘッジされているキャッシュ・フロー（契約上の又は契約以外で定められたもの）の基礎となっている金利指標、及び／又はヘッ

³ 報告書「主要な金利指標の改革」は、http://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_140722.pdfで入手できる。

金利指標改革（IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案）

ジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないものと仮定しなければならない。

金融商品項目のヘッジ対象としての指定

102G 金利指標改革の影響を受ける金利リスクの指標要素のヘッジについて、企業は、第 81 項及び AG99F 項の要求（すなわち、指定される部分が独立して識別可能であることを）、ヘッジの開始時にのみ適用しなければならない。

適用の終了

102H 企業は、ヘッジ対象への第 102D 項の適用を、次のいずれか早い時点で将来に向かって終了しなければならない。

- (a) 金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在しなくなった時
- (b) ヘッジ対象がその一部となっているヘッジ関係が終了した時

102I 企業は、ヘッジ関係への第 102E 項の適用を、次のいずれか早い方の時点で将来に向かって終了しなければならない。

- (a) 金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在しなくなった時
- (b) 当該ヘッジ関係に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額の全体が純損益に振り替えられた時

102J 企業は、次の場合には第 102F 項の適用を将来に向かって終了しなければならない。

- (a) ヘッジ対象に対しては、金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在しなくなった時
- (b) ヘッジ手段に対しては、金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在しなくなった時

ヘッジ対象及びヘッジ手段がその一部となっているヘッジ関係が、(a)に定める日又は(b)に定める日より早く終了する場合には、企業は、当該ヘッジ関係への第 102F 項の適用を終了日に将来に向かって終了しなければならない。

開示

102K 企業は、第 102D 項から第 102J 項の要求事項のいずれかを適用しているヘッジ関係について、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 24A 項(a)、第 24A 項(c)から(d)、第

24B項(a)(i)から(ii)、第24B項(a)(iv)及び第24B項(b)で要求されている情報を区分して開示しなければならない。

発効日及び経過措置

…

108G IFRS第9号及びIAS第39号を修正する、[最終的な修正の公表日]公表の[案]「金利指標改革」により、第102A項から第102K項が追加された。企業は当該修正を2020年1月1日以後開始する事業年度に適用しなければならない。企業は当該修正をIAS第8号に従って遡及適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

審議会による 2019 年 5 月公表の公開草案「金利指標改革」の承認

IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正を提案している公開草案「金利指標改革」は、国際会計基準審議会の 14 名のメンバー全員により公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト

議長

スザンヌ・ロイド

副議長

ニック・アンダーソン

マルティン・エーデルマン

フランソワーズ・フローレス

アマロ・ゴメス

ゲイリー・カブレック

陸 建橋

鶯地 隆継

ダレル・スコット

トーマス・スコット

徐 正雨

アン・ターカ

メアリー・トーカー

公開草案「金利指標改革」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、本修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。この結論の根拠は、国際会計基準審議会（当審議会）が本修正案を開発した際の検討事項を要約したものである。個々の審議会メンバーにより、議論での重点の置き方は異なっていた。

背景及び範囲

- BC1 銀行間取引金利（IBOR）などの金利指標は、国際金融市場において重要な役割を果たしている。これらの金利指標は、デリバティブから住宅ローンまで、何兆ものドルや他の通貨で多様な金融商品の指標となっている。しかし、いくつかの金利指標について市場操作が試みられた事例によって、それが金融危機後に銀行間の無担保資金調達市場での流動性が低下したと相まって、いくつかの既存の金利指標の信頼性と頑健性に対する信認を損なった。このことを背景に、G20が金融安定理事会（FSB）に主要な金利指標の根本的な見直しを行うよう依頼した。この見直しを受けて、FSBは、IBORなどのいくつかの主要な金利指標を改革する提言を示した報告書を公表した。それ以来、多くの法域は、当局がその提言を導入するための手順を踏んできた。いくつかの法域では、すでに、既存の金利指標を、取引データに基づく程度がより大きい、ほぼリスクフリーの代替的な金利（代替金利）に置き換えることに向けて明確に進展している。このことは、いくつかの既存の金利指標の長期的な存続可能性に関する不確実性を生じさせている。本公開草案において、金利指標改革とは、このように、IBORなどの既存の金利指標をFSBの提言に基づいた代替金利に市場全体で置き換えること（改革）を指している。
- BC2 2018年に、国際会計基準審議会（当審議会）は、いくつかの金利指標の長期的な存続可能性に関する不確実性の水準が高まっていることに留意し、改革の財務報告への影響を検討するプロジェクトをアジェンダに追加することを決定した。利害関係者とのアウトリーチに基づいて、当審議会は、財務報告に影響を及ぼす可能性のある論点のグループを2つ識別した。それらは次のとおりである。
- (a) 既存の金利指標を代替金利に置き換える前の期間における財務報告に影響を与える論点（置換前の論点）
 - (b) 既存の金利指標を代替金利に置き換える時に財務報告に影響を与える可能性のある論点（置換時の論点）
- BC3 本公開草案に示している提案は、置換前の論点のみを扱っている。当審議会は、既存の金利指標を代替金利に置き換える時に財務報告に影響を与える可能性のある論点を扱うべきかどうか、また、その場合にどのように扱うべきかをまだ検討していない。当審議会は、広範囲の論点がさまざまな時期に生じる可能性があることに留意した。置換えの時期がまちまちであることに加えて、市場によって置換えに対するアプローチが異なり、検討されている金利指標も異なっているからである。本公開草案に至る当審議会の

金利指標改革（IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案）

議論の時点では、既存の金利指標の代替金利への置換えの具体的な条件及び詳細は、まだ確定していない。したがって、当審議会はこの領域での進展をモニターすることを決定した。より多くの情報が利用可能となった時点で、当審議会は、置換えが財務報告に与える潜在的な影響を評価し、何らかの対応を取るべきかどうか、また、その場合にどのような対応を取るべきかを決定する予定である。

IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案

- BC4 置換前フェーズの一部として、当審議会は、IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における特定のヘッジ会計の要求事項に対する影響について検討した。それらは将来予測的な分析を要求しているものである。改革の結果として、既存の金利指標に基づくヘッジ対象及びヘッジ手段の契約上のキャッシュ・フローは、既存の金利指標が代替金利に置き換えられる際に変化する可能性が高い。代替金利がどのようなもので、置換えがいつ行われるのかについての決定が行われるまで、ヘッジ対象及びヘッジ手段の将来キャッシュ・フローの時期及び金額についての不確実性が存在することになる。当審議会は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項が、そうした不確実性を会計処理するための明確な基礎を提供していることに留意した。将来キャッシュ・フローの時期及び金額に関するこれらの不確実性は、置換前の期間において特定の将来予測的なヘッジ会計の要求事項を企業が満たす能力に影響を与える可能性がある。場合によっては、このような不確実性だけのために、それがなければヘッジ会計に適格となるヘッジ関係について企業がヘッジ会計を中止することを要求される可能性がある。また、IFRS 基準が、その不確実性がなければヘッジ会計に適格となる新たなヘッジ関係を企業が指定することを妨げる可能性もある。ヘッジ会計の中止は、利得又は損失を純損益に認識することを企業に要求することになる。当審議会の考えでは、改革の経済的な影響が判明する前のこうした不確実性のみを理由としたヘッジ会計の中止は、財務諸表利用者には有用な情報を提供しない。したがって、当審議会は、この不確実性が存在する間の救済措置を提供するために、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の特定のヘッジ会計の要求事項の例外を提案することを決定した。
- BC5 本公開草案の提案は、この不確実性の期間中に、特定のヘッジ会計の要求事項の例外を設け、企業がそれらのヘッジ会計の要求事項を、ヘッジされているキャッシュ・フロー及びヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が金利指標改革の結果として変更されないものと仮定して、適用するようにするものである。この例外は、本公開草案で定めているヘッジ会計の要求事項にのみ適用される。提案は、改革から生じるすべての帰結について救済措置を提供することは意図していない。
- BC6 これらのヘッジ会計の論点は、金利指標改革の文脈において生じるものであるため、本公開草案で提案している例外は、金利指標改革の影響を受ける金利リスクのヘッジ関係だけに適用される。
- BC7 当審議会は、IFRS 第 9 号だけでなく IAS 第 39 号の修正も提案することを決定した。

IFRS第9号は、企業がIFRS第9号を最初に適用する際に、IAS第39号のヘッジ会計の要求事項を引き続き適用することを会計方針として選択することを企業に認めているからである。当審議会は、相当数のIFRS作成者（特に、金融機関）がこのような会計方針の選択を行ったと理解している。

可能性が非常に高いことの要求

例外を設けなかった場合の財務報告への影響

- BC8 IFRS第9号及びIAS第39号を適用し、予定取引をキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象に指定する場合、当該取引が発生する可能性が非常に高くなければならない（可能性が非常に高いことの要求）。例えば、ある企業がヘッジ対象として、IBORなどの金利指標に契約上連動しているキャッシュ・フローを指定し、これらのキャッシュ・フローが金利指標改革の実施後に発生すると見込まれていると仮定する。どこかの時点で、それらのIBORに基づく予定キャッシュ・フローが、可能性が非常に高いことの要求をもはや満たさなくなる可能性がある。これは、キャッシュ・フローがIBORではなく代替金利に基づいたものとなるように、基礎となる契約が変更されることが見込まれるからである。
- BC9 IFRS第9号及びIAS第39号は、ヘッジ関係が適格要件（そのうちの1つが、可能性が非常に高いことの要求である）を満たさなくなった時にヘッジ会計を将来に向かって中止することを企業に要求している。企業がヘッジ会計を終了する場合、デリバティブ（すなわち、中止前のヘッジ手段）の公正価値の変動は、その他の包括利益の中のキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金ではなく、純損益に認識される。
- BC10 さらに、IFRS第9号及びIAS第39号には、中止されるキャッシュ・フロー・ヘッジについて、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額をどの時点で純損益に振り替えるのかを決定するための具体的な要求事項がある。ヘッジされている将来キャッシュ・フローが依然として発生すると見込まれている場合には、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、ヘッジされている将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与える時に、純損益に振り替えられる。ヘッジされている将来キャッシュ・フローが発生すると見込まれなくなった場合には、当該金額は直ちに純損益に振り替えられる。当審議会は、金利指標改革に照らして、企業がどこかの時点で、ヘッジされている将来キャッシュ・フローが発生すると見込まれなくなったと結論を下す可能性があると考えた。このような結論は、その影響を受けるヘッジ関係に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額を直ちに純損益に振り替えることを企業に要求することになる。
- BC11 BC10項に記述した、影響を受けるヘッジ関係には、いかなる理由で中止されるヘッジ関係も含まれる可能性がある。例えば、ヘッジ関係が、ヘッジ手段の認識の中止が行われるために中止されたと仮定する。このシナリオで、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、ヘッジされている将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与

金利指標改革（IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案）

える時に純損益に振り替えられることになる（すなわち、直ちには振り替えられない）。しかし、BC10 項で述べたように、このようなヘッジされているキャッシュ・フローが金利指標改革により発生が見込まれなくなることがあり得る。この場合、純損益への即時の振替が必要となる。

提案している例外の影響

BC12 可能性が非常に高いことの要求は、指定されたヘッジ手段の公正価値の変動が、発生の可能性が高いヘッジされている予定取引についてのみ、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に計上されることを確保している。この要求は、予定取引へのヘッジ会計の適用に規律があることを確保する上で重要な役割を果たしている。当審議会は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の要求事項が、金利指標改革の影響を会計処理するための明確な基礎を提供していることに留意した。すなわち、改革の影響で、ヘッジされているキャッシュ・フローが可能性の非常に高いものではなくなる場合には、ヘッジ会計が中止されることになる。しかし、当審議会は、ヘッジされているキャッシュ・フローに改革がどのように影響を与えるのかに関して、金利指標の置換えに関する詳細がわからないため不確実性が存在することに留意した。BC4 項に示したように、当審議会の考えでは、このような不確実性のみを理由に、影響を受けるヘッジ関係のすべてを中止することは、財務諸表利用者には有用な情報を提供しない。

BC13 したがって、当審議会は、可能性が非常に高いことの要求に関して、この不確実性が存在する間、救済措置を提供する例外を設けるという IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案を提案することを決定した。より具体的には、ヘッジされている将来キャッシュ・フローが改革により変更される既存の金利指標に基づいている場合には、将来キャッシュ・フローが可能性が非常に高いかどうかを評価する際に、企業は、ヘッジされているキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が変更されないものと仮定することになる。例えば、企業がヘッジ対象として、既存の変動金利負債の非常に可能性の高い将来の契約上定められた LIBOR キャッシュ・フローを指定する場合がある。提案している例外を適用した場合、企業は、金利指標改革の結果として、LIBOR を参照している契約条件には修正が加えられないものと仮定することになる。ヘッジされている将来キャッシュ・フローが、企業の財政状態計算書にまだ認識されていない非常に可能性の高い予定取引（例えば、LIBOR を参照する負債性金融商品の将来の発行）に基づいている場合には、企業は、当該予定取引についての可能性が非常に高いことの要求の評価を実施する際に、将来の契約における LIBOR の参照に修正が加えられないものと仮定することになる。

BC14 当審議会は、提案している例外は、ヘッジされているキャッシュ・フローが発生する可能性が非常に高いと企業が判定することを必ずしも意味しないと考えた。例えば、企業がヘッジ対象として、既存の変動金利負債の非常に可能性の高い将来の LIBOR キャッシュ・フローを指定する場合がある。BC13 項で述べたように、提案している例外を適用した場合、そうしたヘッジされているキャッシュ・フローの発生の可能性が非常に高いかどうかを判定する際に、企業は、金利指標改革の結果として、LIBOR を参照して

いるヘッジ対象の契約条件に修正は加えられないものと仮定することになる。しかし、企業が、改革から生じた不確実性により、当該負債を契約上の満期日より前に償還することを決定する場合には、ヘッジされている将来キャッシュ・フローは、もはや可能性が非常に高いものではない（また、もはや発生するとは見込まれない）。提案している例外は、企業が別のことを仮定することを許容も要求もしない。この場合、企業は、LIBORに基づくキャッシュ・フローが発生する可能性が非常に高くはない（また、発生するとは見込まれなくなっている）と結論を下すことになる。当該負債を償還するという企業の決定は、将来キャッシュ・フローの時期及び金額に関しての不確実性を解消するものであり、したがって、提案している例外は適用されない。

- BC15 当審議会は、中止されたヘッジ関係についての例外も提案している（BC11項で述べたとおり）。提案している例外を適用した場合、ヘッジされているキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標は金利指標改革の結果として変更されないものと仮定して、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残っている金額は、ヘッジされているキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に純損益に振り替えられることになる。しかし、ヘッジされているキャッシュ・フローが他の理由で発生することが見込まれなくなる場合には、企業は、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残っている金額を直ちに純損益に振り替えることになる。さらに、提案している例外は、IFRS第9号の6.5.11項(d)(iii)及びIAS第39号の第97項で要求しているように、回収することが見込まれない金額を企業が純損益に振り替えることを免除するものではない。

将来に向かっての評価

例外を設けなかった場合の財務報告への影響

- BC16 本公開草案において、IFRS第9号の6.4.1項(c)(i)（経済的関係の存在）及びIAS第39号のAG105項(a)（ヘッジが非常に有効であると見込まれるかどうか）の要求事項をまとめて「将来に向かっての評価」と呼んでいる。
- BC17 将来に向かっての評価は、公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジの両方に適用される。IFRS第9号を適用した場合、ヘッジ関係がヘッジ会計に適格となるのは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係がある場合のみである。この文脈において、IFRS第9号のB6.4.4項は、ヘッジ手段とヘッジ対象の価値が、同一のリスク（ヘッジされているリスク）により一般的には逆方向に動くという予想がある場合には、経済的関係が存在すると述べている。IFRS第9号は、将来に向かっての評価が満たされない場合にはヘッジ会計を中止することを企業に要求している。IAS第39号も、ヘッジ関係の将来に向かっての評価を要求している。より具体的には、IAS第39号の第88項(b)が、ヘッジ関係がヘッジ会計に適格となるのは、「ヘッジが、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、非常に有効であると見込まれる」場合のみであると述べている。IAS第39号のAG105項によると、ヘッジが非常に有効であるとみなされるのは、遡及的な評価と将来に向かっての評価に関する要求事項の両方が満たされる場合のみである。企業がこれらの評価の一方でも満たせな

金利指標改革（IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案）

い場合、IAS 第 39 号の第 91 項(b)及び第 101 項(b)は企業がヘッジ会計を中止することを要求している。

- BC18 IFRS 第 9 号を適用する場合の経済的関係の存在、又は IAS 第 39 号を適用した場合の相殺を達成する上でヘッジが非常に有効となるという予想の立証には、将来キャッシュ・フローの見積りが必要となる。両方の評価とも性質が将来に向かってのものであるためである。金利指標改革の時期より先の時期まで続く可能性のあるヘッジ関係については、改革が将来に向かっての評価に影響を与える可能性がある。これは、IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号の既存の要求事項を適用した場合、これらの評価を行う際に企業はヘッジ対象及びヘッジ手段の将来キャッシュ・フローの考え得る変動を考慮しなければならないからである。したがって、どこかの時点で、金利指標改革から生じる不確実性のみを原因として、IFRS 第 9 号に従った経済的関係の存在又は IAS 第 39 号に従ったヘッジ関係の将来に向かっての有効性を企業が立証できなくなる可能性がある。
- BC19 企業が将来に向かっての評価を満たせない場合には、IFRS 第 9 号の 6.5.6 項及び IAS 第 39 号の第 91 項(b)及び第 101 項(b)が、ヘッジ会計を将来に向かって中止することを企業に要求している。ヘッジ会計が中止する場合、企業は、デリバティブ（すなわち、中止前のヘッジ手段）の公正価値の変動を、売買目的のデリバティブと同じ方法で、純損益に認識することを要求されることになる。さらに、公正価値ヘッジの場合には、これらのデリバティブの公正価値の変動はヘッジ手段の利得又は損失についての修正によって相殺されないことになる。
- BC20 当審議会は、影響を受けるヘッジ関係のすべてを中止する可能性があることにより生じる情報の有用性を検討し、本公開草案の BC12 項で議論したのと同じ理由から、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正を提案することを決定した。

提案している例外の影響

- BC21 提案している例外を適用した場合、企業は、IFRS 第 9 号で要求されている経済的関係が存在しているかどうか、又は IAS 第 39 号で要求されているようにヘッジが相殺を達成する際に非常に有効と見込まれるかどうかの評価を、ヘッジ対象及びヘッジ手段の基礎となっている金利指標が金利指標改革の結果として変更されないものと仮定して行うことになる。同様に、発生の可能性の非常に高い予定取引を企業がヘッジ対象に指定する場合には、企業は将来に向かっての評価を、当該予定取引の金利指標に関しての金利指標改革の結果として、将来の契約に修正は加えられないものと仮定して行うことになる。
- BC22 当審議会は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の相殺の存在は、IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号の両方のヘッジ会計モデルの根本的な原則であることに留意し、したがって、この原則を維持することが決定的に重要であると考えている。本公開草案の提案は、金利指標改革から生じる不確実性のみに対処することを意図している。例えば、ヘッジ関係が他の理由で将来に向かっての評価を満たさない場合には、企業は IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号で要求しているようにヘッジ会計を中止しなければならない。さらに、本公開草

案の提案は、ヘッジ有効性の測定やヘッジをどのように財務諸表に反映するのかを変更することは意図していない。企業は引き続き、ヘッジ有効性の測定を、既存の指定された金利指標及び他の関連する市場変数（市場利回りなど）を用いて、公正価値変動を反映して行うことを要求される。既存の金利指標に連動している金融商品に対する利回りが、例えば、流動性の減少により、改革の影響を受ける場合には、企業はヘッジ有効性の測定においてそうした利回りの変動を無視することはできない。当審議会の考えでは、ヘッジ関係の結果を測定する際に金利指標の影響を無視することは、金融商品の経済実態の実際の変動の影響を隠してしまう可能性があり、提案している例外の目的を逸脱することになる。

- BC23 BC22項に示したのと同様の理由で、当審議会は、IAS第39号で要求されている「遡及的な評価」に金利指標改革が与える影響については、例外を提案しないことを決定した。当該評価は、ヘッジ関係の実際の結果に基づくものである。遡及的な評価については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の公正価値の変動は、実際の市場の動きに基づいて決定される。該当がある場合、報告日に公正価値の変動を見積るにあたり、使用されるキャッシュ・フローは、契約に対する考え得る将来の修正（金利指標から生じるものを含む）を考慮せずに、契約条件に基づいて決定される。そのような測定は、すでに既存の契約条件及び実際の市場インプット（例えば、市場利回り）に基づいていることから、当審議会は、既存のIFRS基準がすでにそうした測定の適切な基礎を提供しているので、遡及的な評価に関しての基準の修正は必要ないと決定した。

リスク要素及び部分のヘッジ

- BC24 企業が、ある項目の全体又はその構成要素（IAS第39号では部分と表現している）をヘッジ関係におけるヘッジ対象に指定する場合がある。IFRS第9号の6.3.7項(a)及びIAS第39号の第81項は、ある項目の特定のリスク（リスク要素）に起因するキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のみを企業が指定することを認めている。例えば、企業が5年の変動金利の負債性金融商品を発行していて金利が3か月LIBOR+1%だと仮定した場合、企業は、この負債性金融商品の全体（すなわち、キャッシュ・フローのすべて）又は変動金利の負債性金融商品の3か月LIBORリスク要素のいずれかをヘッジ対象に指定することができる。この要求に関してIFRS第9号とIAS第39号との間にいくつもの相違はあるが、両方の基準とも、ヘッジ会計に適格となるためには、リスク要素が独立して識別可能で、信頼性をもって測定できることを要求している。
- BC25 当審議会は、金利指標が独立して識別可能な構成要素であると企業が結論を下す能力が金利指標改革の影響を受ける可能性があると考えた。例えば、改革の結果が金利指標の市場構造に影響を与える場合には、契約以外で定められたLIBOR要素が独立して識別可能なかどうか、したがって、ヘッジ会計における適格なヘッジ対象なのかどうかに影響を与える可能性がある。この文脈において、当審議会は契約以外で定められているリスク要素のみを考慮した。同じ論点は契約で定められているリスク要素については生じないからである。

金利指標改革（IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案）

- BC26 BC4 項に示した理由で、当審議会は、金利指標改革から生じる不確実性を理由とした現段階でのヘッジ関係の終了は、有用な情報を提供しないであろうことに留意した。したがって、当審議会は、金利指標改革が進展することによりヘッジ対象が独立して識別可能ではなくなるというだけの理由で企業がヘッジ会計を中止しないようにする IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正を提案することを決定した。本公開草案は、金利リスクの指標要素のヘッジについての独立した識別という要求を、金利指標改革の影響を受けるヘッジ関係の開始時にのみ適用することを要求している。
- BC27 当審議会は、金利リスクの指標要素がヘッジ関係の開始時において独立して識別可能でない場合には、企業が当該要素を新たなヘッジ関係におけるヘッジ対象に指定することを認めないことを決定した。当審議会の考えでは、これらの状況でリスク要素のヘッジ会計を認めることは、提案している例外の目的を逸脱することになる。当審議会は、このような状況は、ヘッジ関係の開始時に要求を満たしていた構成要素についてヘッジ対象としての継続した指定を認めることとは異なることに留意した。当審議会は、信頼性のある測定に関する要求についての例外は提案していない。

強制適用

- BC28 当審議会は、企業は本公開草案における例外を、その例外が適用可能なすべてのヘッジ関係に適用しなければならないと提案している。言い換えると、企業は、金利指標改革から生じる不確実性の影響を受けるすべてのヘッジ関係に例外を適用し、IFRS 第 9 号の 6.8.8 項から 6.8.10 項及び IAS 第 39 号の第 102H 項から第 102J 項で定めている時期まで、引き続きその例外を適用しなければならない。
- BC29 当審議会は、企業が例外を任意で適用することを認める代替案を検討したが、これらを棄却した。当審議会は、これらの提案の任意適用は、ヘッジ会計の選択的な中止と、過去に中止されたヘッジ関係に関してその他の包括利益に計上された金額の選択的な振替を生じさせる可能性があることに留意した。さらに、当審議会は、例外の適用を企業に要求することが、作成者や他の影響を受ける関係者に多大なコストを生じさせることになるとは予想していない。この例外は新しい会計処理の要求事項を導入するものではないからである。むしろ、この例外が企業に要求するのは、ヘッジされているキャッシュ・フローとヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が金利指標の結果として変更されないものと仮定することである。また、金利指標改革の影響を受ける契約を変更するプロセスの一部として、企業はヘッジ対象とヘッジ手段の包括的な見直しを実施することが必要となる。当審議会は、このプロセスにより、修正案の範囲に含まれるヘッジ関係を企業が多大な追加的なコストと労力を伴わずに識別することが可能になると予想している。
- BC30 当審議会は、本公開草案で提案している例外が適用されない状況があり得ることを認めた。例えば、特定の金利指標が代替金利への置換えの対象とならない場合には、ヘッジ対象又はヘッジ手段から生じる金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期又は金額に影響を与える不確実性はない。本公開草案で提案している例外は、このようなヘッジ関

係には適用されないことになる。

- BC31 さらに、特定のヘッジ関係について、例外の一部の側面は適用されるがすべての側面には適用されないことがあり得る。例えば、企業が代替金利に基づくヘッジ対象を LIBOR に基づくヘッジ手段に対して指定する場合（このヘッジ関係が IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の適格要件を満たすことを企業が立証できると仮定して）には、将来に向かっての評価に対する例外がヘッジ手段について適用されることになる。将来キャッシュ・フローに関しての不確実性があるからである。しかし、改革がヘッジ対象のキャッシュ・フローにどのように影響を与えるのかに関しては不確実性がなく、したがって、可能性が非常に高いという評価について提案している例外は適用されない。同様に、契約以外で定められた構成要素に適用される例外は、契約以外で定められたリスク要素の指定を伴わないヘッジ関係には関連性がないことになる。

適用の終了

- BC32 BC4 項で述べたとおり、当審議会が IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正を提案することを決定したのは、いつ既存の金利指標が代替金利に変更されるのか（時期）及び代替的な指標に基づくキャッシュ・フロー（金利改定の頻度を含む）はどのようなものとなるのか（金額）をめぐる現在の不確実性の影響を受けるヘッジ会計の特定の側面に対処するためであった。したがって、本公開草案で提案している例外は、こうした不確実性が存在する間のみ利用可能とすることが意図されている。当審議会は、提案している例外について具体的な終了日を提案すべきかどうかを検討したが、現時点では提案しないことを決定した。これは、金利指標改革のスケジュールが市場及び法域によって異なる可能性が高く、したがって、現段階では、提案している例外が適用される期間を明確にすることが不可能であるからである。
- BC33 当審議会は、提案している例外の適用について、企業が (a) 金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実性が存在しなくなった時と、(b) ヘッジ関係が終了した時、のいずれか早い時点で終了することを提案している⁴。提案している例外は、企業に対し、特定のヘッジ会計の要求事項を、ヘッジされているキャッシュ・フロー又はヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が金利指標改革の結果として変更されないものと仮定して適用することを要求する。例外の適用の終了は、企業が IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号におけるすべてのヘッジ会計の要求事項を、本公開草案で提案している例外を適用せずに適用することを意味する。
- BC34 当審議会の考えでは、金利指標の変更から生じるキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実性が解消されるためには、基礎となる契約が、代替金利に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額を定めるように修正されることが必要となる。しかし、当審議会は、場合によっては、契約が修正されても、修正によって金利指標に基づくキャッ

⁴ IFRS 第 9 号の 6.8.5 項又は IAS 第 39 号の第 102E 項における例外を中止されたヘッジ関係に適用する目的上は、企業は例外の適用を次の時点で終了する。それは、(a) 上記の時点と (b) 当該ヘッジ関係についてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された全額が純損益に振り替えられる時のいずれか早い方である。IFRS 第 9 号の 6.8.9 項及び IAS 第 39 号の第 102I 項参照。

金利指標改革（IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案）

シュ・フローの時期及び金額に関する不確実性が解消されない可能性があることに留意した。契約の修正が、どのようにして、ある状況では不確実性を解消するが他の状況では解消しない可能性があるのかを例示するため、当審議会は、契約が金利指標改革を予期して修正されるいくつかのシナリオを検討した。

- BC35** シナリオ A – (a) 既存の金利指標が代替金利に置き換えられる日、及び(b) キャッシュ・フローの基礎となる代替金利、の両方を定めた条項を含めるように契約が変更される。この場合、この契約に係るキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実性は、契約がこの条項を含めるように変更された時点で解消される。したがって、不確実性が存在しなくなった時点で例外は終了すべきであるという原則と整合的に、企業は、たとえ契約の変更日が契約条件の変更が効力を発する日よりも前であっても、契約が変更された時点で、提案している例外をもはや適用しないこととなる。
- BC36** シナリオ B – 既存の金利指標が置き換えられる日も、修正後のキャッシュ・フローの基礎となる正確な代替金利も定めない条項を含めるように契約が変更される。この場合、この契約に係るキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実性は、この条項を含める契約の変更によって解消されていない。したがって、企業は、キャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実性が存在しなくなるまで、引き続き例外を適用することを要求されることとなる。
- BC37** シナリオ C – 契約が発動された場合に生じるキャッシュ・フローの時期及び金額を定める条件は示さないが、その代わりに、例えば、その条件が将来のどこかの時点で中央当局によって決定される旨を記述した条項を含めるように契約が変更される。この場合、この契約に係るキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実性は、この条項を契約に含めることによって解消されていない。この契約に係るキャッシュ・フローの時期と金額の両方に関する不確実性は、中央当局が、既存の金利指標が代替金利にいつ置き換えられるのか及びその新しい金利がどのようなものとなるのかを取消不能の形で定めるまで、存在することになる。したがって、企業は、中央当局が契約上のキャッシュ・フローの金額及び時期を決定するまで、引き続き例外を適用することを要求されることとなる。
- BC38** シナリオ D – 改革を予期して、既存の金利指標が変更される日を定めるが、キャッシュ・フローの基礎となる代替金利は定めない条項を含めるように契約が変更される。この場合、この条項を含めるように契約を変更することによって、時期に関する不確実性が解消されるが、金額に関する不確実性は残る。したがって、企業は、金額に関する不確実性が存在しなくなるまで、引き続き例外を適用することを要求されることとなる。
- BC39** シナリオ E – 改革を予期して、キャッシュ・フローの基礎となる代替金利を定めるが、既存の金利指標が代替金利に置き換えられる日は定めない条項を含めるように契約が変更される。この場合では、この条項を含めるように契約を変更することによって、金額に関する不確実性が解消されるが、時期に関する不確実性は残る。したがって、企業は、時期に関する不確実性が存在しなくなるまで、引き続き例外を適用することを要

求されることとなる。

- BC40 当審議会は、シナリオ E の考えられる変型として、ヘッジ対象とヘッジ手段の両方について、キャッシュ・フローの基礎となる代替金利を定めるように契約が変更されるが、既存の金利指標が代替金利に置き換えられる日は定めないという状況が含まれる可能性があることを認めた。キャッシュ・フローの変更の時期はわからないが、将来キャッシュ・フローの金額の確定は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的な結び付きの強さが、不確定な将来のある日から著しく悪化するであろうことを含意する。すなわち、ヘッジが将来において非有効となることが明確となる。当審議会は、このようなシナリオにおいて例外を終了すべきかどうかを検討した。より具体的には、当審議会は、例外を引き続き適用すべきかどうかを決定するために、これらの状況におけるヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的な結び付きの追加的な分析を要求することを検討した。当審議会は、このような分析は定量的な性質のものでなければならぬ可能性が高く、要求事項に著しい複雑性を加えるであろうことに留意した。この点を考慮して、当審議会はこのシナリオが発生する可能性とその潜在的影響を検討した。当審議会は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の著しい不一致が長期間にわたり存在するシナリオは可能性が低いと予想している。企業はこの不一致が発生する前に両方の契約の変更に同意するに違いないからである。さらに、当審議会は、このようなヘッジの継続を認めることの影響は、将来に向かっての評価が満たされないことの影響を反映するのが遅れることに限定されることに留意した。置換えの時期が決定されれば、例外は適用されなくなるからである。したがって、当審議会は、このような状況において追加的な分析を要求することは提案せず、引き続き例外を適用することを認めることを決定した。
- BC41 BC31 項で述べたのと同様の理由で、当審議会は、単一のヘッジ関係において、例外の特定の要素が異なる時期に終了する可能性があることに留意した。例えば、企業がヘッジ関係において、契約で定められた LIBOR キャッシュ・フローをヘッジ対象に指定し LIBOR 金利スワップをヘッジ手段に指定すると仮定する。また、ヘッジ対象とヘッジ手段の両方について不確実性が存在しているため、可能性が非常に高いことの要求と将来に向かっての評価の両方に関する例外が適用されると仮定する。ヘッジ対象がその後代替金利を基礎とするように変更されて、キャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実性が解消される場合には、企業は、可能性が非常に高いことの要求についての例外の適用を停止することとなる。企業は、不確実性がヘッジ手段について解消されるまで、引き続き将来に向かっての適用についての例外をヘッジ手段に適用することとなる。これは、企業が将来に向かっての評価を既存の契約条件に基づいて実施することを意味する。ヘッジ対象（すなわち、修正後の新しい金利を用いて）とヘッジ手段（すなわち、例外を用いて「置換え前」の金利指標に基づいて）の両方についてである。しかし、上記の状況では、企業はまず、契約条件が変更された時にヘッジ対象の認識の中止を行うべきかどうかを検討することとなる⁵。

⁵ 当審議会は、金利指標改革の結果としての実際の金融商品の契約の変更の影響について、本プロジェクトの次のフェーズ（すなわち、置換え時のフェーズ）で検討する予定である。

金利指標改革（IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案）

- BC42 当審議会は、IFRS 第 9 号の 6.8.8 項及び IAS 第 39 号の第 102H 項での適用終了の要求は予定取引のヘッジにも適用されると提案することを決定した。当審議会は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号が、予定取引を十分に特定した形で識別し文書化して、取引が発生した時に当該取引がヘッジされた取引なのかどうかを企業が判定できるようにすることを企業に要求していることに留意した。例えば、企業が LIBOR に基づく負債性金融商品の将来の発行をヘッジ対象に指定する場合には、指定時には既存の契約がない可能性があるが、ヘッジの文書化において LIBOR に具体的に言及することとなる。したがって、当審議会は、予定取引により生じるキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実性がいつ存在しなくなるのかを企業は識別できるであろうことに留意した。
- BC43 さらに、当審議会は、IFRS 第 9 号の 6.8.7 項及び IAS 第 39 号の第 102G 項に示した独立して識別可能という要求について提案している例外に関して、適用終了の要求を提案しないことを決定した。提案している例外を適用すると、企業は、既存の金利指標がヘッジ関係の開始時において独立して識別可能という要求を満たす場合には、ヘッジ会計を継続することとなる（他のすべてのヘッジ会計の要求事項が引き続き満たされると仮定した場合）。当審議会がこの例外について終了日を提案したとした場合、企業はヘッジ会計を直ちに終了することを要求される可能性がある。金利指標改革が進む中でのどこかの時点で、既存の金利指標に基づく構成要素又は部分がもはや独立して識別可能ではなくなる可能性があるからである。そのようなヘッジ会計の即時の中止は、提案している例外の目的と整合しなくなる。当審議会は、この例外についての適用の終了を契約の変更と結び付けると当審議会の意図が達成されないことに留意した。定義上、契約以外で定められたリスク要素は契約に明記されていないため、これらの契約は金利指標改革について必ずしも変更されない可能性がある。これは特に、固定金利の負債性金融商品の公正価値ヘッジについて当てはまる。この場合に、当審議会は、例外が適用されなくなるのは IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号を適用してヘッジ関係が中止される場合のみとすることを提案している。

開 示

- BC44 当審議会は、本公開草案における例外を適用する企業が、例外が適用されるヘッジ関係の規模に関する開示を提供することを提案している。当審議会は、IFRS 第 7 号がヘッジ会計に関して具体的な開示をすでに要求しており、一部の具体的に特定された開示については、提案している例外が適用されるヘッジ関係について別個に提供される情報が財務諸表利用者に有用な情報を提供するであろうことに留意した。当審議会は、この開示提案のコストは過大ではないであろうと予想している。すでに IFRS 第 7 号で開示が要求されている情報の分解のみを要求するものだからである。

発効日及び経過措置

- BC45 この案件の緊急性を認識して、当審議会は、これらの修正の発効日を 2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とし、早期適用を認めることを提案している。
- BC46 さらに、当審議会は、修正を遡及適用することを提案している。しかし、当審議会は、

修正の遡及適用は、すでに中止されているヘッジ会計の復活を認めるものではない旨を強調している。また、事後的判断での指定も認めていない。企業があるヘッジ関係を指定していなかった場合には、提案している例外は、遡及適用されるものであるとしても、ヘッジ会計に指定されていなかった項目に対して企業が過去の期間においてヘッジ会計を適用することを認めるものではない。これを認めると、ヘッジ会計は将来に向かって適用するという要求と整合しないものとなる。例外の遡及適用により、企業が過去に指定していて、IFRS 第9号又はIAS 第39号を適用してヘッジ会計に適格となるヘッジ関係について、企業がヘッジ会計を適用できるようになる。

- BC47 当審議会は、具体的な経過措置を提案していない。提案している例外は、新しい会計処理の要求事項を導入するものではないからである。企業は提案している例外をIAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って適用することになる。